

「チーム・マイナス6%しんしろ」参加企業・団体登録要領

2006年9月15日制定

2005年2月16日、地球温暖化防止の施策として、「京都議定書」が発効し、日本は2008年から2012年の間にCO2などの温室効果ガス排出量を1990年にくらべて6%削減することが義務づけられました。

そこで、政府の地球温暖化対策推進本部では、京都議定書による我が国の温室効果ガス6%削減の約束達成に向け、国民一丸となって取り組む地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」を推進していきます。

「チーム・マイナス6%しんしろ」は、日本の国家目標を実現するだけでなく、将来にわたる豊かな生活環境を維持・継続させるための市民運動です。

一人ひとりが小さなアクションを起こし、大きく展開していくためには、「みんなで楽しく」行動していくことがとても重要です。

各企業、団体にとっては、様々な局面で温室効果ガスの6%削減活動に取り組んでいることを市民、企業、団体にわかりやすくPRする機会となります。

「チーム・マイナス6%しんしろ」にご参加いただき、具体的な温室効果ガス削減活動と一緒に行っていきましょう。

1 目的

「チーム・マイナス6%しんしろ」参加企業・団体登録要領（以下「本登録要領」といいます。）は、「チーム・マイナス6%しんしろ」に参加するすべての企業・団体（以下「団体チーム員」といいます。）が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

2 参加資格

- (1) 新城市内のすべての企業・団体（政治団体及び宗教法人を除きます。）は、チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局（以下「事務局」といいます。）に対し、別記様式第1号の申請書を提出することで、「チーム・マイナス6%しんしろ」に参加することができます。
- (2) 申請書の記載等から「チーム・マイナス6%しんしろ」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。

3 活動内容

団体チーム員は、「チーム・マイナス6%」の目的を達成するために、地球温暖化防止につながる特に下記の6つの行動に重点を置いて、実行し、広く市

民にPRします。

- (1) 冷房は28℃に設定しよう（温度調節で減らそう）
- (2) 蛇口はこまめにしめよう（水道の使い方で減らそう）
- (3) エコ製品を選んで買おう（商品の選び方で減らそう）
- (4) アイドリングをなくそう（自動車の使い方で減らそう）
- (5) 過剰包装を断ろう（買い物とごみで減らそう）
- (6) コンセントからこまめに抜こう（電気の使い方で減らそう）

4 活動期間

団体チーム員による活動は、「チーム・マイナス6%しんしろ」の解散までとします。

5 活動報告等

団体チーム員は、地球温暖化防止につながる活動実績等を広く市民にPRするため、積極的に事務局に情報提供してください。

6 参加の取りやめ等

- (1) 団体チーム員は、事務局に対し参加の取りやめの旨の申し出をすることにより、いつでも「チーム・マイナス6%しんしろ」への参加を取りやめることができます。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、団体チーム員の過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「チーム・マイナス6%しんしろ」の活動に利用することができるものとします。

7 参加資格の取消

事務局は、団体チーム員が次のいずれかに該当する場合、当該団体チーム員の参加資格を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 活動を強制したり、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められるとき
- (4) その他「チーム・マイナス6%」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき

8 規約の改訂

本登録要領は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本登録要領は、平成18年9月15日から施行します。